

事 務 連 絡  
平成 25 年 4 月 9日

厚生労働省職業安定局  
派遣・有期労働対策部需給調整事業課

派遣元責任者講習に係る受講者に対する本人確認の徹底について

労働者派遣事業関係業務の運営につきましては、日頃より多大なる御尽力を賜り心より感謝申し上げます。

先日、某派遣元責任者講習実施機関が開催した講習において、申込みをした受講対象者とは別の者が受講し、当該申込みをした受講対象者の受講証明書を受け取った疑いのある事案（いわゆる「なりすまし受講」）が発生しました。

つきましては、今後の当該講習の受講及び受講証明書の発行に際して、受講者の本人確認を徹底していただきますようお願いいたします。

その実施方法につきましては、受講申込書等に添付する写真による確認、身分証明書（運転免許証、健康保険証等）による確認。

各実施機関には、御負担をお掛けいたしますが、労働者派遣事業関係業務の適正な運営の確保のため、御協力いただくようお願いいたします。